

死亡届の提出に伴う手続き及び各種証明について

諏訪市役所 市民課
0266-52-4141

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。
故人の死亡届の提出に伴う手続き及び各種証明の請求についてご案内いたします。

■手続きについて

別途お渡ししておりますパンフレット「ご遺族の方へ 手続きのご案内」をご覧ください。
詳しい内容につきましてはパンフレット内にありますお問い合わせ先にご確認ください。

■各種証明の請求について（死亡届出により戸籍と住民票に死亡の記載をします）

1. 戸籍（除籍）全部事項証明〔戸籍謄本（除籍謄本）〕

□諏訪市に本籍がある方	□諏訪市に本籍がない方
<p>発行予定日 _____</p> <p>故人について死亡の記載がされて、除籍された証明を発行できるようになるまでに、<u>届出から（休日を除いて）7～10日程度</u>かかります。</p> <p><u>「マイナンバーカード」等を利用したコンビニ交付サービスにより戸籍を取得される場合も、この期間中は発行できなくなります。</u>なお、除籍全部事項証明(除籍謄本)や故人についての抄本(戸籍個人事項証明(戸籍抄本))はコンビニ交付サービスで取得できませんので、市役所で取得をお願いします。</p>	<p><u>戸籍証明書・除籍証明書はお近くの役場で請求可能です。（抄本は本籍地でのみ）</u></p> <p>当市で死亡届を審査後、本籍市区町村にデータを送付し、本籍地において戸籍の記載がされます。（戸籍記載までに概ね約2～3週間、複数同時の場合は1ヵ月以上かかる場合があります）詳しい発行状況については届出地もしくは本籍市区町村にお問合せください。</p> <p>※非本籍地の戸籍を請求するには、請求権がある方（本人・配偶者・直系尊属・卑属）が窓口へ直接お越しいただき、顔写真付き身分証明書（免許証・マイナンバーカード・パスポート等）を提示して頂く必要があります。</p>

令和6年3月1日より戸籍法が改正されたことに伴い戸籍の広域交付が始まりましたが、戸籍システムの障害により事務処理に時間がかかる場合があります。スケジュール通りに証明が必要な方につきましては、障害発生時、個別に状況を連絡させていただきます。

【戸籍を取得する際の注意点】

■戸籍は“証明してほしい人”と“戸籍を取得したい人”との関係が『配偶者』または『直系親族(祖父母-父母-子-孫の関係)』である場合に取得することができます。それ以外の関係の場合、基本的に“証明してほしい人”の直系親族が記入・押印した「委任状」が必要となります。

故人について、「父母・祖父母がお亡くなりになっており、故人が“未婚者”または“結婚はしたが配偶者がお亡くなりになっている”、故人の子がいない」場合で、戸籍の取得が必要な場合はご相談ください。

■戸籍を取得するためには『本籍』『戸籍の筆頭者氏名』が必要となります。なお、戸籍の筆頭者がお亡くなりになったとしても、基本的に戸籍の筆頭者を変更することはありませんので、ご注意ください。

■故人についての銀行口座手続き・年金手続き・相続等で必要となる戸籍は手続内容によって異なります。提出先に「誰について、どのような内容が記載されている必要があるのか」をよく確認の上、ご請求いただきますようお願いいたします。

- | |
|--|
| (例)・お亡くなりになった方の死亡の記載のある戸籍
・お亡くなりになった方の出生から死亡まで／婚姻から死亡までの戸籍
・手続きを取る方とお亡くなりになった方との関係がわかる戸籍
・お亡くなりになった方の配偶者や子供全員がわかる戸籍 |
|--|

2. 死亡届の届書等情報内容証明書（記載事項証明書）※届書の正式な写し

証明を発行できるようになるまでに、届出から（休日を除いて）7～10日程度かかります。

お急ぎの場合はご相談ください。なお、この証明書は発行条件があります。必要になった場合には、利害関係人（親族等）が運転免許証や健康保険証＋病院の診察券などのご本人確認できるものと、保険証書・契約書など（受取人であることがわかるもの）の契約書原本をお持ちください。

また、この証明書は死亡届を受理した市町村の他、故人の本籍地で請求することも可能です。

諏訪市（受理地）	故人の本籍地（諏訪市外の場合）
<u>届出から（休日を除いて）7～10日程度</u> かかります。	<u>届出から2～3週間程度</u> かかる場合があります。詳しくは本籍地へお問い合わせください。

※市町村に提出された死亡届は、提出された年の翌年から受理地において5年間保存されます。同時に死亡届の画像情報はデータとして10年間、国のシステムに保存されます。

※死亡届の原本の複写（コピー）の証明を「記載事項証明書」と呼び、データで保存された死亡届の内容をシステムから出力した証明を「届書等情報内容証明書」と呼びますが、二つとも証明書としては同じものになります。

3. 除かれた住民票（除票）

故人について死亡の記載がされた住民票を「除かれた住民票（除票）」といいます。

□諏訪市に住所のある方	□諏訪市に住所がない方
発行予定日 _____ <u>除かれた住民票は届出の翌日（休日を除く）から請求が可能です。</u> なお、「住基カード」や「マイナンバーカード」を利用したコンビニ交付サービスで除かれた住民票を取得不可なので市役所で取得をお願いします。	<u>諏訪市では請求できません</u> 当市で死亡届を審査後に住民票のある市区町村へ郵送連絡をする関係上、すぐに住民票への反映がされません。（当市から住所のある市区町村へ連絡をするまでに、死亡届提出から3日～1週間程度必要です。）詳しくは住民登録している市区町村にお問合せください。

【除かれた住民票（除票）を取得する際の注意点】

- 除かれた住民票は、同居、別居を問わず、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁へ提出が必要な場合または利害関係人のみ請求者となることができます。また、請求書へ「理由」や「提出先」をご記入いただく必要があります。

なお、除かれた住民票を代理人が請求する場合は、委任状が必要です。委任状には、委任内容のほか請求理由と提出先も委任者が記入してください。

請求理由と提出先の例：

- 故人の未支給年金の請求のため、配偶者が年金事務所へ提出するため
- 故人の銀行口座解約のため、長男が〇〇銀行へ提出するため
- 故人の生命保険の解約手続きのため、受取人である長女が〇〇保険会社へ提出するため

- 故人についての “マイナンバー(個人番号)入り”の除かれた住民票は、発行できません。

住民基本台帳法の規定により故人のマイナンバーは、除かれた住民票に記載することができません。

※その他、ご不明な点はお問合せください。

<委任状について>

戸籍証明書や住民票等を代理人が請求する場合には委任状が必要です。

委任状は、次の事項を委任者がすべて記入してください。

○委任する方の住所、署名（直筆）、生年月日、連絡先（電話番号）

※委任者が署名せず、パソコンなどで記名する場合は押印が必要です。

○代理人（窓口に来る人）の住所、氏名、連絡先（電話番号）

○委任する内容

委任状は、市民課記載台に備え付けてある「住民票・記載事項証明等請求書」や「戸籍関係証明書交付請求書」の裏面、諏訪市ホームページ上（「住所等の異動届出・証明書申請時の委任状について」のページ：<http://www.city.suwa.lg.jp/www/service/detail.jsp?id=8688> ほか）、市民係②番窓口で配布していますので、必要に応じてご利用ください。

なお、委任状は、お手元の便せん等で作成していただいても構いません。

お問合せ：諏訪市役所市民課市民係
電話：0266-52-4141（内線 111～113）

4. 交通災害見舞金について

- 諏訪市に住民票がある人（外国人を含む）が、交通事故による災害を受けた場合に見舞金を支給する制度があります。

見舞金の額 死亡の場合 12万5千円

申請期限 事故発生日から2年以内

※詳しくはお問合せください。

お問合せ：諏訪市役所市民課市民窓口係
電話：0266-52-4141（内線 116）